

# 九条家と地域社会

——二通の「御撰録渡庄目六」から——

櫻井彦

はじめに

書陵部図書寮文庫に所蔵される九条家文書（函架番号九一〇六）中に、「御撰録渡庄目六」と題された所領目録が二巻存在することは広く知られている。それは書陵部が、昭和三九年（一九六四）にコロタイプ複製本を作成し、その後図書寮叢刊『九条家文書』第一巻（昭和四六年刊行）にも収める（文書番号一五号・二五号）など、紹介・周知を繰り返した結果である。そのため全国一五〇ヶ所の所領などを記載した両目録は、現在多くの自治体史が活用する重要な史料となっている。

しかし、書名が示す通りこれらは「目録」であり、それぞれの所領の、具体的な動向を明らかにし得る情報が多いとはいえない。とくに両目録の本文（所領の内容）は同一で、両者の違いは本文の右肩に付された注記（肩付）のみであり、その注記も詳細な内容を持つものではない（写真1～4）。このため各自治体史でも、該当自治体に存在した荘園名を確認し、その伝領状況に言及する、といった活用・利用方法が目立ち、ある意味両目録の限界を

示しているといえるかもしれない。現状では、目録の全体に関わって検討した成果としては、コロタイプ複製本に付属する解題<sup>①</sup>と、橋本義彦氏の研究<sup>②</sup>のみであるといってもよいだろう。

ただし、目録の全体像に言及している二本の先行研究は、関心の中心が目録成立の背景や撰閲家の「渡領」形成過程などにあり、主に目録本文の分析が中心となっている。しかし、年代を隔てた同文の目録に付され、それぞれ本文とは墨色や筆跡が異なる両肩付の異同には、さまざまな情報が内包されているものと思われ、より一層の関心が払われてしかるべきであろう。そこで本稿では、目録本文の成立に関する考察は先行研究に譲り、両目録の肩付に注目していくつかの視角から検討し、その結果を踏まえて、九条家と地域社会・住人とのかわり方を考えてみたい。

## 一 両目録の作成年代とその性格

さて先行研究のうち解題は、その性格上目録の作成年代など、基礎的な検証を行っており、この点は本稿にとっても重要な問題である。まず解題によ

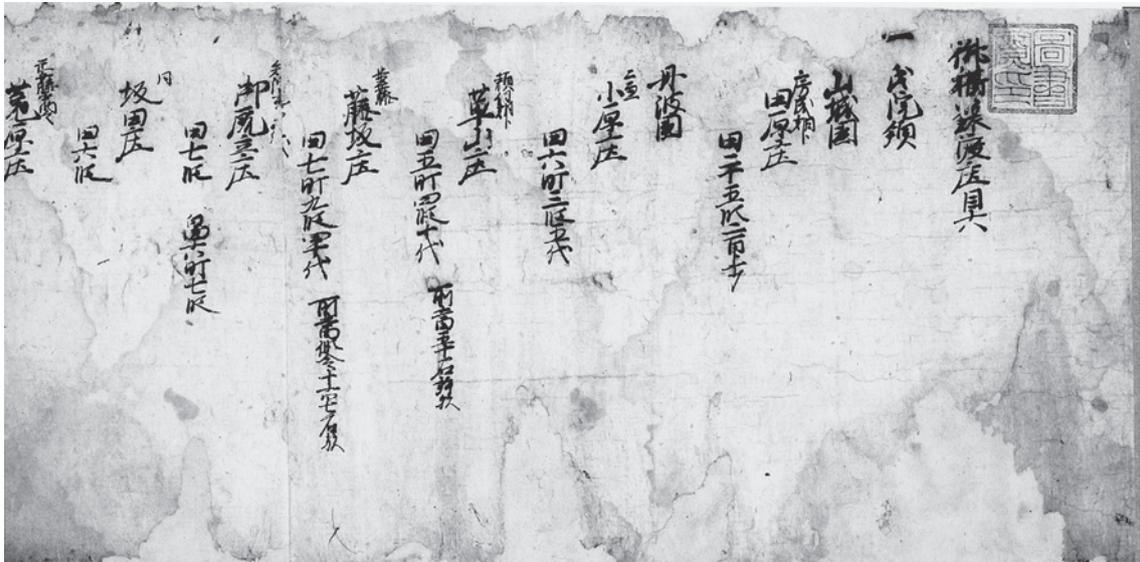


写真1 嘉元目錄卷頭

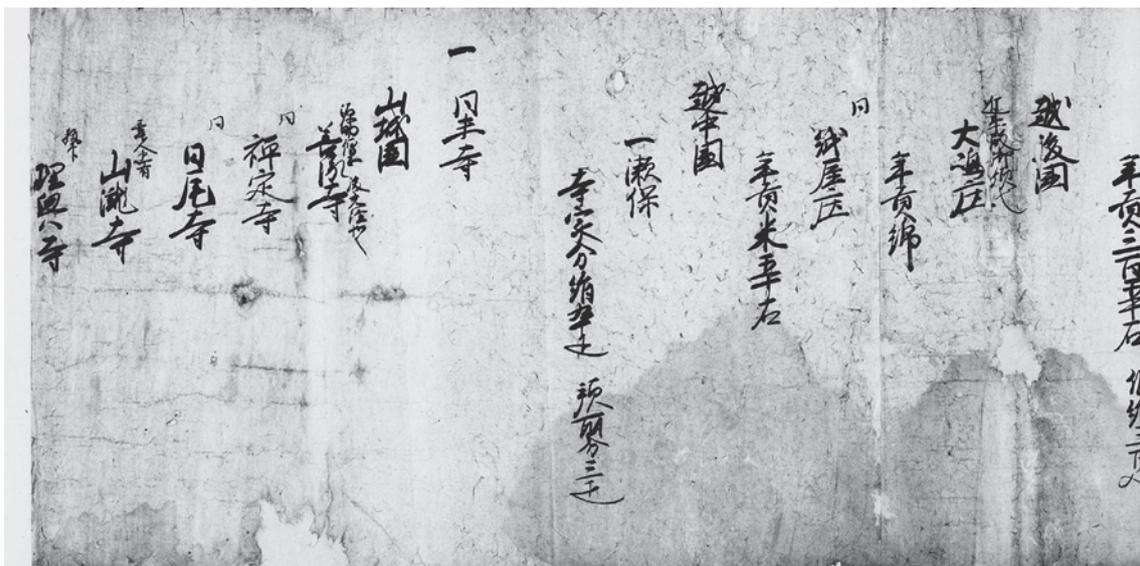


写真2 嘉元目錄卷末



って明らかにされた事実を整理し、本稿と深くかわる部分については、その裏付けを取っておきたい。

両目録のうち一卷は巻末の一紙を欠いている（写真2）が、完結している一卷は巻末に暦応五年（一三四二）正月とあって（写真4）作成年代が明らかであり、本稿ではこれを「暦応目録」と称する<sup>③</sup>。一方巻末を欠く一卷について解題は、肩付に見える人物の官位補任時期などからいくつかの可能性を提示し、最終的には嘉元三年（一三〇五）四月頃の作成であろうと推定した。以後巻末を欠く一卷を「嘉元目録」と呼ぶ<sup>④</sup>。

嘉元目録の作成年代を推定したひとつの手掛かりは、暦応目録の巻末に記された「暦応五年正月日」の年月であった。この年の正月二六日、一条経通は関白・氏長者を辞し、翌日左大臣九条道教がこれに補されている。このことから暦応目録を、経通から道教に伝授された撰関家の渡莊目録とみなし、もう一通の目録は嘉元三年四月一二日に行われた二条兼基から九条師教への関白・氏長者の移動を契機として作成されたものと推定したのである。

また肩付の注記者については、肩付中の人物に「直ちに九条家グループと認定し得るものが存在する」として、九条家によって付されたものとした。つまり、氏長者が移動する際、目録のみが伝授され、それを受け取った側で給主を決定し、記入したものが肩付とされたのであった。目録に載せられた一五〇ヶ所の所領などは、氏院（勸学院）・法成寺及び同末寺・東北院・平等院及び同末寺の所領とされており、各寺院の創建者は藤原冬嗣、藤原道長、道長の女上東門院彰子、藤原頼通で、それが「藤氏全貴族層の象徴的遺産」であることは、解題が指摘する目録の授受形式が妥当なものであることを示そう。しかし解題では、肩付中の人物が「九条家グループ」と認定できる存

在であるかどうかを詳しく検討しておらず、本稿の関心上、この点は明確にしておかなければならない。

解題では具体的に「前藤中納言」（日野俊光）、「二条大納言入道」（二条教良）は、この当時明らかに九条家領の預所職に補されており、御隨身「延峯」、「久重」、「利方」、「重武」等は、九条家の御隨身である。他にも例えば、高倉宰相経世、九条三位隆教等<sup>⑤</sup>が、即座に「九条家グループ」と認定できるとする。いま、九条家の所領に関する史料がもつとも集中的に残されている『九条家文書』を確認すれば、このうち日野俊光については、延慶二年（一三〇九）段階で能登国若山莊などの給主であることがわかる<sup>⑥</sup>。また御隨身の四人は、年月日を欠くものの、南北朝期の史料と推定される「九条家代々御隨身御恩事」<sup>⑦</sup>に、嘉元年間（一三〇三―一三〇六）頃の御隨身として列記されている。さらに九条隆教も、周防国屋代莊を奉行していた時期があった<sup>⑧</sup>。

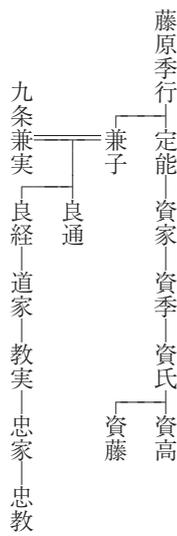
しかし二条教良については、『九条家文書』中に九条家領との関係を示す史料は見当たらず、「高倉宰相経世」に関する徴証も確認できない。そもそも嘉元目録に「高倉宰相経世」と表記される人物は存在せず、「高倉宰相」を冠する人物は「経守」である。『公卿補任』・『尊卑分脈』などによる限り、「宰相」と呼ばれるにふさわしい「経世」という人物は鎌倉後期には存在しない。一方「高倉宰相経守」は、日野俊光が若山莊の給主であった延慶二年、常陸国村田莊などの給主を務めている。解題の「高倉宰相経世」は「高倉宰相経守」の誤植・誤記と考えるべきだろう。

また二条教良は、『公卿補任』によれば嘉元元年に七〇歳で前権大納言として出家しており、嘉元三年段階で「二条大納言入道」と呼ばれるにふさわしいようではあるが、没年ははっきりしない。加えて、教良の周辺に九条家

との関係を示す痕跡が見出せないことは、彼が二条家の祖良実の次男であり、父良実が祖父道家から義絶されていることを勘案すれば、当然かもしれない。このような状況を踏まえれば、「二条大納言入道」を教良に比定したこと自体に再考が必要かと思われる。忠教遺誡中、「家領奉行人々」として列記されている人々に「二条前中納言頼藤卿」・「二条前宰相資藤卿」という人物が見えており、「九条家グループ」には二条家を称する二家が存在したことが判明する。この両家に、「二条大納言入道」と呼ばれるにふさわしい人物は存在しないのであろうか。

まず資藤の一族であるが、『尊卑分脈』によれば藤原定能を家祖とする一族で、定能の父親は季行である<sup>8</sup>。季行は娘を九条家の祖兼実<sup>8</sup>に嫁しており、両家の関係が密接であったことは、兼実の日記『玉葉』はじめて九条家関連史料を中心に行うことができる。この一族で、「大納言入道」と称されるにふさわしい人物は、定能以来はじめて大納言に任じられた資季であるが、彼は文永五年（一二六八）に出家した後、正応二年（一二八九）に没している。その後この一族で大納言に任じられた人物はいなかったようで、残念ながら該当者は存在しないと見るべきだろう。

【二条家・九条家相関略系図】



一方頼藤の一族は忠教遺誡に、日野俊光一族などとともに「自他可同志者也」とあり、九条家が格別の信頼を寄せていた一族であったことがわかる。

この一族は後に葉室を称し、その家譜によれば、頼藤の父頼親は永仁六年（一二九八）六月権大納言に任じられて、同年十二月にこれを辞した後、正安元年（一二九九）出家して、嘉元四年に没したという。また『勘仲記』弘安六年（一二八三）四月一四日条によれば、「二条新中納言」には「頼親卿」と注記されている<sup>10</sup>。頼藤の父頼親は、同年三月二十八日に権中納言に任じられており、頼親が頼藤同様「二条」と称されていたことは間違いない。頼親は、まさに嘉元目録の該当期に「大納言入道」と称されるにふさわしい人物と言うべきであろう。しかも、嘉元目録には嫡子「民部卿頼藤」のほか、「頼房」「頼任」の二人の子息の名も見えているのだった。

解題の記述について、「高倉宰相経世」を「高倉宰相経守」に、「二条大納言入道」を二条教良から藤原（葉室）頼親に修正すべきことが判明した。しかしこの修正は、肩付中の人物が「九条家グループ」の人々であったとする解題の指摘を揺るがすものではない。経守は九条家領の給主を務め、頼藤や俊光の一族は忠教から特別な信頼を得ていたのである。目録中の「資冬」は、俊光の子息として間違いない。加えて、頼藤・俊光一族とともに信頼を寄せられた九条光長の嫡流光経やその弟定親の名も見えており、肩付中の人々の性格は、より鮮明になったといえるだろう。

二 嘉元目録肩付の再検討

さて、解題の指摘を裏付けたいうえで、両目録の肩付を再検討したいと思うが、その際本来であれば全文を収載すべきであろう。しかし両目録は長文なため、その内容を表記の順序にしたがって、両者を併記する形で表化した

76	法成寺末寺	美濃	仲林寺		
77	法成寺末寺	越中	慶高寺		
78	法成寺末寺	美作	安養寺		
79	法成寺末寺	備後	正法寺		
80	法成寺末寺	備後	観音寺		
81	法成寺末寺	伊予	作礼寺		
82	東北院	山城	田原	被付寺家	御隨身右官人武近
83	東北院	山城	小田	同	政所下家司氏兼二宛給之、
84	東北院	山城	豊田	兼遠朝□(但召返之、被付政所、)	御祈料所、正光院法印
85	東北院	山城	大柿	常盤井殿祇候女房相伝之云々、	大膳権大夫国弘朝臣
86	東北院	山城	池田	吉田社被下院宣云々、	吉田神主
87	東北院	撰津	能勢	御祈禱料所云々、	橘大夫以範、但辞退之後、左番長久春拝領之、
88	東北院	撰津	山本	頼房朝臣	若狭左衛門入道
89	東北院	撰津	新屋	御隨身利方辞退之、良信拝領之、	源大夫英長
90	東北院	撰津	郡戸	御祈禱料所、	藤大夫業貞
91	東北院	大和	大山	多武峰	多武峯
92	東北院	大和	三嶋	執印(有名無実云々、)	執印御分被進之、
93	東北院	大和	若槻	観恵	自前殿下御寄進春日社云々、神木御帰坐之時御引出物云々、
94	東北院	河内	輪田		有官別当親俊
95	東北院	河内	支子	三条宰相実任	左府生武次拝領之、
96	東北院	河内	朝妻	多武峰	多武峯
97	東北院	河内	若窪		内整修様拝領之、
98	東北院	和泉	長滝	資冬、後宮御方御分、致有知行之、	南都、包富名六条院領知之、弥富方下司并惣公文職道悟給之、
99	東北院	和泉	禪興寺		□□御分
100	東北院	近江	野洲勅旨	二条大納言入道	三条少将公世朝臣
101	東北院	近江	首頭	親顕拝領之、	政所
102	東北院	但馬	与布土	高倉宰相經守卿、後公長朝臣、	少納言入道
103	東北院	筑前	垣崎	被付寺家云々、	
104	東北院	伊勢	日置	隆長相伝云々、	前美作守知雄
105	東北院	伊勢	窪田	頼隆知行之、	北野社御上分、但辞退之、
106	東北院	紀伊	池田	為御祈禱料所、三藏院僧正範憲知行之、	南都
107	東北院	紀伊	藤並	御隨身延峯、後頼隆知行之、	細工所料也、但辞退之、
108	東北院	讃岐	里海	九条三位隆教卿相伝之、被下政所御下文、後家倫拝領之、	家倫朝臣
109	東北院	美濃	勅旨田	御隨身重武辞退之、以隆朝臣知行、	右馬権頭康統
110	東北院	尾張	积豆志	經世朝臣	春日御師祐康
111	東北院	尾張	勅旨田	日向左衛門尉親長辞退之、	
112	東北院	遠江	吉美	五辻二位	一条前右兵衛督実豊朝臣相伝之、
113	東北院	越前	曾万布	自二条殿御時正安四年、限十カ年被寄進春日西御塔造营料、(西南院法印知行之、)	南都、前藤宰相頼教卿、但南都猶知行之云々、
114	東北院	甲斐	布施	五辻中将忠氏朝臣	一音院供僧
115	東北院	越後	波多岐	公長朝臣	三条中将公世朝臣
116	平等院	山城	祝園	敦繼朝臣、後定親、	信濃守永説
117	平等院	近江	大与度	致有	平等院造营料所、自一条殿御代被寄之、
118	平等院	近江	安孫子	為御服料所、伯三位母儀知行之、後民部卿(頼藤)給之、	納殿料所通国
119	平等院	近江	河上	被付平等院修理料所、泰繼朝臣知行之、後寺家召付雜掌云々、	平等院
120	平等院	近江	小田上	同	同
121	平等院	近江	勝因	執行快素法印	政所、但上表之、近年有名無実云々、但北野社御師明俊
122	平等院	撰津	杭全	被付平等院修理料所、頼隆知行、後寺家召付雜掌、	拝領之、
123	平等院	河内	玉櫛	前藤中納言俊光卿	平等院
124	平等院	播磨	黒田	為三位中将殿御服料所、民部卿知行之、于後一音院殿御知行之、其後高倉宰相拝領、	平等院造营料所云々、
125	平等院	備前	裳懸	為平等院舞装束料所、舞人久春拝領之、	葉室中納言
126	平等院	備中	井原	宮御方、御隨身久重給之、後日小政所御分、	伶人肥後前司久春、舞装束料所云々、
127	平等院	備中	橋本	通景拝領之、	菅三位殿
128	平等院	出雲	富田	式部大輔在輔卿	大原野神主季房、社領云々、
129	平等院	但馬	樋爪	細工所料所、行職拝領之、	前右大弁三位被拝領之、
130	平等院	肥後	甘木	平等院料所、教律上人知行之、後公文信盛知行之、	南曹弁、右大弁国俊朝臣
131	平等院	越後	大嶋	近衛殿御領也、	平等院在古料所
132	平等院	越後	紙屋	同	
133	平等院	越中	一瀬保		
134	平等院末寺	山城	善縁寺	源助僧正、後光経給之、	執行法印
135	平等院末寺	山城	禪定寺	同	聖無動院僧正称勅裁地知行之、
136	平等院末寺	山城	日尾寺	同	慈恩寺
137	平等院末寺	山城	山滝寺	舞人忠有	九条大納言入道殿
138	平等院末寺	山城	理興寺	執印	
139	平等院末寺	山城	岡本寺	【欠】	執印御分
140	平等院末寺	山城	弥勒寺	【欠】	
141	平等院末寺	山城	安養寺	【欠】	執印御分
142	平等院末寺	撰津	蓮台寺	【欠】	
143	平等院末寺	河内	若江寺	【欠】	執印御分
144	平等院末寺	伊勢	極楽寺	【欠】	弁入道殿被執申之間、被下之、
145	此外	備前	鹿田	【欠】	
146	此外	越前	方上	【欠】	執事右少弁長顕
147	此外	河内	河南牧	【欠】	年預藏人次官朝房、但辞退之、宣光朝臣拝領、
148	此外	河内	河北牧	【欠】	前春宮大進頼為
149	此外	大和	佐保殿	【欠】	前右兵衛佐在親朝臣
150	此外	大和	宿院	【欠】	執事 南曹弁

表 1

No.	群	国	名	嘉元日録肩付	暦応日録肩付
1	氏院	山城	田原	房成朝臣	
2	氏院	丹波	小原	公兼	前和泉守光信被拝領之、
3	氏院	丹波	草山	頼任朝臣	知□
4	氏院	丹波	藤坂	豊藤	阿波左衛門尉致秀拝領之、但上表云々、
5	氏院	丹波	御厨立	知院事□□	
6	氏院	丹波	坂田	同	勤学院知院事行職
7	氏院	丹波	菟原	前藤中納言	大理資 □□□ 御神樂料所云々、
8	氏院	丹波	竈谷	大原野社為二季御神樂料、自前殿御時御寄付、当御代同御寄進之、	大原野社領
9	氏院	近江	儀俄	春日社御寄進地也、	南都西南院知行之云々、
10	氏院	近江	篠田	政所料所也、	前右兵衛佐在親朝臣
11	氏院	伊勢	鈴鹿	為納殿料所通景拝領之、後定親、	前藤宰相頼教卿
12	氏院	志摩	和具	国弘、但退之、	同
13	氏院	尾張	玉江	在雅	橋大夫以範
14	氏院	遠江	浅羽	大外記師頭相伝云々、	大外記師右相伝之、
15	氏院	陸奥	長江	弁別当経世朝臣	
16	氏院	紀伊	櫛原	武家相伝之云々、但被付道円上人、而不叙用之間、辭退之、関東進止地云々、	今度御敵押領之間、不及被付給主云々、
17	氏院	紀伊	石田	光世、但辭退之、同前櫛原庄也、	同
18	氏院	紀伊	有間	同	同
19	氏院	紀伊	日高	清康入道相伝之、	同
20	氏院	紀伊	宮原	元綱相伝、	同
21	氏院	播磨	垣岡	為御服所料所、定親知行之、	日野藤少納言
22	氏院	播磨	滝野	中御門前中納言（為方）、于後前藤中納言拝領之、	大理資明卿相伝云々、
23	氏院	播磨	滝野内高嶋	同	同
24	氏院	播磨	英賀	御隨身久重、但辭退之、以隆朝臣給之、	前兵衛佐在親朝臣
25	氏院	播磨	粟賀	行長朝臣被召御年貢、後一音院殿	医師尚康朝臣相伝、被召御年貢云々、
26	氏院	播磨	伊保	弁別当経世朝臣	前左馬助康統
27	氏院	備前	鴨津	同	勤学院
28	氏院	備前	羽野	同	同
29	氏院	備中	真鍋	同	南曹弁国俊朝臣
30	氏院	備中	生坂	舞人忠有、為法成寺舞裝束料所知行之、	俗人上総将監
31	氏院	安芸	倉橋	舞人久世、為平等院舞裝束料所知行之、	舞人久俊
32	氏院	周防	湯上	浄妙寺造営料所、自前殿御時被寄之、当御代同無子細被寄付之、	少納言入道
33	氏院	長門	大野	舞人久春、為春日御神樂料所被付之、	
34	氏院	長門	宿院七名	弁別当管領也、	南曹弁管領之、
35	法成寺	山城	九条領在家		
36	法成寺	山城	大原領寄人		
37	法成寺	大和	稲梁	六条前中納言（有房卿）相伝之、	春日社
38	法成寺	大和	仲河	柳殿宮御相伝之、	有官別当親夏拝領、但上表之、大藏権大輔英長拝領之、
39	法成寺	大和	長田		南都知行、
40	法成寺	河内	天野袖	会所隆兼相伝之、	御敵押領之間、不及被付給主云々、
41	法成寺	河内	竹村		大北政所御方、但御上表云々、
42	法成寺	河内	長野	多武峰	葉□大納言入道
43	法成寺	摂津	杜本		致景、有名無実之間、不及所務云々、
44	法成寺	摂津	味舌	以材	美作権守知雄
45	法成寺	近江	玉造	柳殿宮御相伝之、	柳殿宮御相伝、
46	法成寺	近江	愛智勅旨	□成寺造営料所、自前殿御時阿忍上人知行之、後執行法印、	源大夫英長
47	法成寺	近江	日野牧	同	北政所御分、前藤宰相頼教卿知行之、但御辭退之間、一音院太子聖知行之、
48	法成寺	近江	本牧	同	同
49	法成寺	近江	安吉	同	細工所料所行秀
50	法成寺	近江	奥野	頼任朝臣	八条前少将実興
51	法成寺	丹波	田原桐野牧	定親	前右兵衛佐在親朝臣
52	法成寺	丹波	瓦屋	執行分	女官三位殿
53	法成寺	丹波	三箇	被付寺家、	前藤宰相頼教卿
54	法成寺	但馬	勅旨田		吉田神主
55	法成寺	出雲	宇賀		
56	法成寺	隱岐	重栖		
57	法成寺	播磨	緋田	法成寺大仏師院信法印相伝之、	政所親後、地頭請所、公用三十貫
58	法成寺	備後	勅旨田		仏師院依謀書之科被収公之、被付政所云々、
59	法成寺	紀伊	吉仲	仏師院賢相伝、	細工所料所行秀、但辭退之、大外記師利
60	法成寺	讃岐	三崎		仏師清松丸
61	法成寺	豊前	弓削田	執行法印	房範朝臣三方相論之間、不被究訴陳之最中、御上表云々、
62	法成寺	駿河	小泉		侍所勾当嗣長
63	法成寺末寺	山城	成道寺		
64	法成寺末寺	山城	祇陀林寺		
65	法成寺末寺	山城	光明寺		
66	法成寺末寺	山城	青滝寺		
67	法成寺末寺	大和	法輪寺		前漏刻博士定行
68	法成寺末寺	河内	妙見寺		
69	法成寺末寺	河内	常樂寺		
70	法成寺末寺	伊勢	尼寺		祇園社御師被下之、御祈料所
71	法成寺末寺	伊勢	慈悲山寺		
72	法成寺末寺	近江	觀音寺		八条少将
73	法成寺末寺	近江	光明寺		
74	法成寺末寺	近江	紙屋寺		
75	法成寺末寺	美濃	大隆寺		内大臣法印覚信

(表1)。前掲の両目録巻頭写真(写真1・3)に見るように、その記述の方法は、勸学院などの「藤氏全貴族層の象徴的遺産」に関わる所領を国別に書き上げ、注記を付すというものである。表中では、各寺院を「群」、嘉元目録では欠けている部分を【欠】として示し、それぞれに番号を付して、小書などは( )で括った。以下本稿ではこの表1を基本資料とする。

まず、表1の嘉元目録部分を一見すると、肩付には人名のほか、寺社名が見えている。53のように「被付寺家」とされる所領については、その所領を管轄する寺が、別個の給主を介することなく、直接知行したものと考えてよいだろう。また「執印」「執行」などあるものは、各寺院の別当など、指導的立場にある人物の知行が認められたものとみられる。そのほか肩付には、藤原氏所縁の寺社として、氏神である春日社(9)や、これを京都に勧請したことにつながる大原野(8)・吉田(86)両社、藤原氏の祖鎌足を祭神とする多武峯(談山神社)(42・91・96)、藤原道長が山城国木幡の藤原氏の墓所に建立した浄妙寺(32)などが見える。これらは、当時すでに退転していたとされる浄妙寺の造営料所に32が当てられていることから明らかのように、藤原氏長者として所縁の寺社に配慮したものと想定される。

それでは解題が指摘し、前節で裏付け作業を行って「九条家グループ」と認定し得た人々は、どのように本目録に登場するのだろうか。この点を確認するため、前節で検証した人々の名が見える所領を拾い出してみた(表2)。表2では解題の検討から「九条家グループ」と判断できる人物をゴシック表記し、基本的に最終給主名だけを示したが、肩付の記載によれば、当初予定されていた給主から別の人物に給主が変更される場合があった。そこで最終給主名のあとに、(↑当初指名者名)のように表記し、給主の移動を明確

表2

表1 No.	群	国	名	嘉元目録
3	氏院	丹波	草山	葉室頼任
7	氏院	丹波	菟原	日野俊光
11	氏院	伊勢	鈴鹿	九条定親 (←通景)
21	氏院	播磨	垣岡	九条定親
22	氏院	播磨	滝野	日野俊光 (←中御門為方)
24	氏院	播磨	英賀	橘以隆 (←秦久重)
50	法成寺	近江	奥野	葉室頼任
51	法成寺	丹波	田原桐野牧	九条定親
88	東北院	摂津	山本	葉室頼房
89	東北院	摂津	新屋	良信 (←秦利方)
98	東北院	和泉	長滝	日野資冬
100	東北院	近江	野洲勅旨	葉室頼親
102	東北院	但馬	与布土	公長 (←高倉経守)
107	東北院	紀伊	藤並	冷泉頼隆 (←秦延峯)
108	東北院	讃岐	里海	藤原家倫 (←九条隆教)
109	東北院	美濃	勅旨田	橘以隆 (←秦重武)
116	平等院	山城	祝園	九条定親 (←藤原敦継)
118	平等院	近江	安孫子	葉室頼藤 (←白川資通王母)
123	平等院	河内	玉櫛	日野俊光
124	平等院	播磨	黒田	高倉経守 (←九条房実←葉室頼藤)
126	平等院	備中	井原	小政所 (←秦久重)
134	平等院末寺	山城	善縁寺	九条光経 (←源助僧正)
135	平等院末寺	山城	禅定寺	九条光経 (←源助僧正)
136	平等院末寺	山城	日尾寺	九条光経 (←源助僧正)

にした。以下の表中でも、給主の移動は同様に表記する。

しかし表2からは、彼等が給された所領の特殊性は、あまり見えてこない。「群」に関しては、やや法成寺の所領へのかかわりが薄いように見えるが、そのことの意味ははっきりしない。また所在する地域は概ね畿内近国と見てよく、やはり奉行の便を考慮したものであろうか。唯一特殊に思えるのは、九条光経が給主となった、善縁寺・禅定寺・日尾寺の平等院末寺群であろう。このうち禅定寺は現在も所在し、中世史料も残されていて研究も豊富である<sup>11)</sup>。

が、善縁寺・日尾寺の詳細は不明とせざるを得ない。関連史料が乏しい状況は他の所領についても同様で、情勢がいくらかでもわかる所領は、楠木正成の一族が拠点としたとされる河内国玉櫛荘(123)と、九条家領和泉国日根野荘に隣接する長滝荘(98)ぐらいである。このうち長滝荘の肩付は興味深い  
が、暦応目録の肩付とともに第四章で検討したい。

そうしたなかで、当初九条家から給主として指名されながら、「辞退」したもののすべてが、隨身とされる人々であったことは注目されよう。表2中給主が変更されているのは一五ヶ所だが、変更の理由を「辞退」と明記しているのは久重(24)・利方(89)・重武(109)の三ヶ所であり、いずれも隨身であった<sup>12)</sup>。同じく隨身である延峯(107)も、他の三人の態度を踏まえれば、実質的には「辞退」したものと考えてよいだろう。この点は、九条家を取り巻く人々の環境を推測するうえで、示唆に富むものと思われる。隨身は貴人の身辺警護を担当する武官で、隨身の人数は警護対象者の立場によって規定があった。またその職務内容の性格から、次第に警護対象者との私的な主従関係が強まり、院家や撰関家の家臣としての性格を帯びるようになる。久重ら四名が「九条家代々御隨身」と称されたのも、彼等の一族が九条家の家臣化を進めた結果であった。

彼等は九条家にとって、ある意味では側近ともいえる人々であったわけだが、しかしその立場はあくまでも身辺警護の武官であって、公家社会のなかでは底辺を支える階層であったといつてよいだろう。このあたりに、九条家からの指名を「辞退」しなければならぬ理由があったのではなからうか。彼等が指名されたのは、撰関家が継承する所領の担当者であったから、実際にはどの程度の影響力を及ぼせたかは別にして、知行者として所領にかかわ

る必要があっただろう。

例えば『勘仲記』弘安七年(一二八四)八月二五日条には、「向金吾局宿所、宇治供僧六口出来、河上庄供料事、与給主所談也」とある。この河上荘が渡荘(119)であることは明らかで、給主金吾局は平等院の供僧等と供料について相談しており、彼女が河上荘に対して具体的にかかわっていたことがわかる。また表1の長滝荘(98)の肩付を見れば、日野資冬が給主として指名されているものの、「致有」という人物が実際の知行に当たっている。おそらく給主に指名された人々の性格を考えれば、当人達が九条家・朝廷のおかわりを絶つて現地に赴くことは出来なかつたはずで、彼等の家臣あるいは縁者が実質的な知行者となつたと思われる。嘉元目録でほぼ全員の隨身が給主となることを「辞退」したという事実は、彼等にはそうした人的・経済的な余裕が存在しなかつたことを示しているだろう<sup>13)</sup>。

逆に表2中、姓を明らかにし得る最終給主で、これまでに検討の対象となつていない人物は、橘以降・冷泉頼隆・藤原家倫の三名である。このうち頼隆は正和四年(一一三五)公卿に列せられるが、当時は正四位下で、九条家の信頼篤い高倉経守とは従兄弟関係にある。頼隆は伊勢国窪田荘(105)のほかに紀伊国藤並荘(107)の給主でもあった。また家倫は康永二年(一一三四)に公卿となつたが、当時は式部大丞。正中二年(一一三五)には文章博士となつていのように、儒家の一族であった。撰関家の当主が、儒家や歌人、医師や陰陽師といった特殊な技能・才能を有する人々と個人的なつながりを持つていたことは、近衛家の所領目録<sup>14)</sup>を分析した際に明らかにした点<sup>15)</sup>で、九条家の場合も同様であったことが裏付けられた。

それでは橘以降とはどのような人物だろうか。彼は『公卿補任』に名を連

ねるような上層の貴族ではなかった。しかし『尊卑分脈』によれば、以降一族は歴代橘氏の氏長者となっており、以降の曾祖父以政は『玉葉』に九条家の家司としてしばしば登場する。また戦国期の九条家当主尚経が書き残した「薄並五辻流系図」<sup>16</sup>では、両家は九条家の「家礼」であったとする。「薄一流」としては以降の曾孫以基以下の名が挙がっており、鎌倉初期以降、彼等は宮々と九条家に近侍していた一族であったと考えてよいだろう。そして「家礼」とされていることから、その家司としての立場は決して低いものではなかった。嘉元目録には以降の子以材の名も見えており(44)、彼等が歴代、九条家に仕えていたことを示している。

あらためて表1を見直せば、九条家の有力な家司として、のちに主家の経済をも支えた唐橋家の人物である在雅(13)の名も見えている。以降や在雅といった、九条家内において相応の立場にあったものが、渡荘の給主をつとめたのである。この一線がどこで引かれるのかは更なる検討が必要であるが、摂関家の家臣団の構成を考えるうえで、ひとつのヒントになるだろう。

### 三 暦応目録肩付の再検討

続いて、表1の暦応目録の記載に注目してみたい。まず嘉元目録同様、管轄寺院もしくはその指導的な立場の人物が、別個の給主を介在させずに知行している所領の存在が確認される。ただし、春日社(37・93)・大原野社(8・127)・吉田社(54・86)・多武峯(91・96)といった、藤原氏と縁が深い神社を給主とする所領は確認できるが、浄妙寺の記載はなくなっている。この点は浄妙寺の退転が、嘉元目録段階以降進展した結果であろう。

逆に、嘉元目録には見られなかった、北野社(105・121)や西南院(9)・一音院(47・48・114)・聖無動院(134)・慈恩寺(135)などの寺院名が見えている。北野社については、足利尊氏が鎮西へ敗走した際に菅原道真を守護神とし、以後とくに崇敬したとされ、その後の室町将軍もこれを踏襲したという<sup>17</sup>。北野社に関連する記載は、こうした室町幕府と北野社との関係を配慮したことによるものだろう。また寺院に関しては、平等院末寺の給主となった聖無動院・慈恩寺の詳細は不明だが、一音院は藤原氏の氏寺法性寺の子院で、嘉元目録に「後一音院殿」(25・124)と見えるのが、九条家の当主房実であることから明らかのように、九条家との関係は密接であった。房実は嘉暦二年(一一三二)に没しており、暦応目録で一音院の聖や供僧に三ヶ所が給付されていることと関係するだろう。

また西南院は、嘉元目録でも期限付きで春日社の御塔造管料所に寄進された越前国曾万布荘(113)の知行者として「西南院法印」と見えている。東大寺にも同名の塔中が存在するが、暦応目録には「南都」と冠されており(9)、「南都」の一般的な用法や、嘉元目録段階での春日社との関係を踏まえれば、興福寺の塔中とみてよいだろう。興福寺の塔中としての西南院の名を確認できる史料は多くないが、日野俊光の後胤で、文明五年(一一四七)に興福寺別当に任じられた光淳は西南院に入っていたらしい<sup>18</sup>。

ところで、暦応目録でもっとも特徴的な肩付は、「御敵押領之間、不及被付給主云々」(16・40)の記載であろう。目録成立の暦応五年は、鎌倉幕府の滅亡から建武政権の誕生、そしてその政権の崩壊と室町幕府の成立、という激動期を経て、幕府・北朝方と吉野を本拠とした南朝方の抗争が全国的に展開していた時期であった。表1で櫛原荘(16)と「同」とされた所領も含

めれば、「御敵押領」の所領は、紀伊国の櫛原・石田(17)・有間(18)・日高(19)・宮原(20)の各荘と河内国の天野杣(40)の五ヶ所であった。このうち、紀伊国の諸荘園は現在の有田市(宮原荘)・御坊市(日高荘)・上富田町(櫛原荘・石田荘)・熊野市(有間荘)などの、比較的沿岸部に所在したとされており、南朝方として行動した熊野水軍の影響があったものと考えられる。また天野杣(河内長野市)には、南朝方の中核的な寺院である金剛寺が所在しており、撰閥家の意向が反映される状況ではなかっただろう。「不及被付給主」とされたのも無理のないことであった<sup>20)</sup>。

さて解題は、嘉元目録の肩付中の人々についての検証・指摘は行っているが、暦応目録の肩付人名に関する検証は行っていない。両目録の性格を勘案すれば、暦応目録の肩付人名も九条家グループに属するであろうことは明らかで、ひとまず前節で確認した人物の縁者と思われる人名をピックアップしたものが表3である。表の「関係」欄には、ゴシック表記した人物と嘉元目録中の人物との関係を示した<sup>21)</sup>。このほか、前節までに検討しなかった嘉元目録中の人物の子孫としては、三条実任(95)の孫公世(100・115)や、中御門為方(22)の曾孫「前右大弁三位」為治(128)などがあげられる。

表2とあわせて表3を確認すれば、嘉元目録で「九条家グループ」と認定できた一族は、ほぼ暦応目録でも給主に任じられており、彼等が個人としてではなく、一族として主家九条家と結びついていたことを示している。そして表3からは、とくに唐橋家・葉室家の隆盛ぶりがうかがえる。先に触れたように唐橋家は九条家を支える有力な一族に成長し、葉室家は実務官僚として朝廷政治を支える一族となっていくことを考えれば、九条家が公私にわたる配慮に基づき渡荘の給主を指名していたことがわかるのである。

表3

表1 No.	群	国	名	暦応目録	関係
7	氏院	丹波	菟原	柳原資明	日野俊光子
10	氏院	近江	篠田	唐橋在親	在雅子
11	氏院	伊勢	鈴鹿	葉室頼教	頼房子
12	氏院	志摩	和具	葉室頼教	頼房子
13	氏院	尾張	玉江	橋以範	以材孫
21	氏院	播磨	垣岡	日野少納言	俊光孫時光カ
22	氏院	播磨	滝野	柳原資明	日野俊光子
23	氏院	播磨	滝野内高嶋	柳原資明	日野俊光子
24	氏院	播磨	英賀	唐橋在親	在雅子
42	法成寺	河内	長野	葉室長隆	頼藤子
47	法成寺	近江	日野牧	一音院太子聖 (←葉室頼教)	頼房子
48	法成寺	近江	本牧	一音院太子聖 (←葉室頼教)	頼房子
51	法成寺	丹波	田原桐野牧	唐橋在親	在雅子
53	法成寺	丹後	三箇	葉室頼教	頼房子
82	東北院	山城	田原	秦武近	九条家御隨身
87	東北院	撰津	能勢	秦久春 (←橋以範)	九条家御隨身
94	東北院	河内	輪田	冷泉親俊	頼隆甥定親子
95	東北院	河内	支子	秦武次	九条家御隨身
108	東北院	讃岐	里海	藤原家倫	当人
124	平等院	播磨	黒田	葉室長光	頼藤子
136	平等院末寺	山城	日尾寺	九条光経	当人
145	此外	備前	鹿田	葉室長顕	頼藤孫
146	此外	越前	方上	宣光 (←九条朝房)	光経子
148	此外	河内	河北牧	唐橋在親	在雅子
149	此外	大和	佐保殿	葉室長顕	頼藤孫

#### 四 両目録の比較

最後に、両目録の肩付を比較することから浮き上がってくる点を、いくつか指摘しておきたい。

まず表1を概観して気がつくのは、給主を世襲している渡荘が意外に少な

いという点だろう。両目録で、給主に同一性が認められる渡荘を一覧にすれば、表4のようになる。明確に給主を継承している大原野(8)・吉田(86)・多武峯(91・96)・平等院(119・122・130)や、実質的な興福寺の継承であると判断されるもの(106・113)など、多くは藤原氏所縁の寺社のもつて管理されていた場合である。おそらくこれらの給主は、氏長者が近衛家などに替わっても交替することはなかったのではなからうか。

一方両目録で同一の渡荘に、同一の給主名が記載されているのは、柳殿宮(45)と藤原家倫(108)のみである。家倫が儒家の一族であることはすでに指摘したが、嘉元目録では大和国仲河荘(38)の給主にもなっている柳殿宮の詳細は不明である。ただ「本朝皇胤紹運録」<sup>22)</sup>によれば、後嵯峨天皇の皇女に「柳殿」と称した内親王が存在した。しかし彼女の事蹟は、弘長二年(一二六二)右馬助正五位下藤原孝時の娘博子を母親として誕生したこと以外不明である。母博子やその父孝時についても、九条家や撰関家との密接な関係を示す史料は存在せず、柳殿宮が彼女であったとしても、渡荘の給主を相伝している理由はわからない。<sup>23)</sup>

ただし、大外記中原師顕から孫の大外記師右に相伝された渡荘(14)や、舞人(30・31・125)・仏師(59)の間で引き継がれた渡荘の存在は、それらの給主が職掌に対して指名されていたことを示している。儒家の家倫が相伝した讃岐国里海荘(108)は、嘉元目録によれば当初、歌人の九条隆教が指名された後に給主が変更されており、やはり特殊技能者への給付と見てよいだろう。九条家をはじめとする撰関家の、特殊技能者に対する配慮が格別であったことの徴証である。とくに30・31は「舞装束料所」とされており、舞人・仏師などの職掌については、当該渡荘の給主は藤原氏所縁の寺社同様、

表4

表1 No.	群	国	名	嘉元目録肩付	暦応目録肩付
8	氏院	丹波	竈谷	大原野社	大原野社
14	氏院	遠江	浅羽	中原師顕(大外記) 相伝云々、	中原師右(大外記) 相伝之、
30	氏院	備中	生坂	舞人忠有	伶人上総将監
31	氏院	安芸	倉橋	舞人久世	舞人久俊
45	法成寺	近江	玉造	柳殿宮御相伝之、	柳殿宮御相伝、
59	法成寺	紀伊	吉仲	仏師院賢、相伝、	仏師清松丸
86	東北院	山城	池田	吉田社	吉田神主
91	東北院	大和	大山	多武峰	多武峯
96	東北院	河内	朝妻	多武峰	多武峯
106	東北院	紀伊	池田	興福寺三蔵院僧正範憲知行之、	興福寺
108	東北院	讃岐	里海	藤原家倫	藤原家倫
113	東北院	越前	曾万布	春日西御塔造営料(西南院法印知行)	興福寺
119	平等院	近江	河上	平等院	平等院
122	平等院	摂津	杭全	平等院	平等院
125	平等院	備前	裳懸	舞人久春(平等院舞装束料所)	伶人肥後前司久春、舞装束料所
130	平等院	肥後	甘木	平等院	平等院 往古料所
138	平等院末寺	山城	理興寺	執印	執印御分

氏長者の交替に影響されることなく、同じ技能を有する存在が給主に任命されたのではないだろうか。

特殊技能者としての職掌同様、撰関家の家組織を考えた際に、嘉元目録の「弁別当経世」と暦応目録の「南曹弁国俊」の、肩付記載回数<sup>24)</sup>の多さは注目される。表1中経世は七ヶ所(15・26・29・34・110)、国俊は四ヶ所(29・34・129・150)の給主とされているのである。弁別当と南曹弁は、ともに勸学院別当のことであり、氏院弁とも呼ばれる<sup>25)</sup>。勸学院は元来、藤原氏学生の寄宿舎として創建されたため、藤原一族の行事に深くかわる機関であった。

その結果、次第に一族を統制する機能を有するようになったが、藤原氏が撰関家として成長していくなかで、藤氏長者が私的な機関として取り込むことになる。しかし撰関期までは、弁別当には参議を除いた最上位の藤原氏の弁官が任じられるという原則が守られたため、その任命に長者の意思が反映されることはなかった。しかし院政期にはこの原則が無視され始め、撰関家の分裂に伴って、弁別当は氏長者の家司から任じられるようになったという。

いま、経世と国俊を『弁官補任』と『尊卑分脈』によって確認すれば、同じく勸修寺流の人物だった。この一族は、実務官僚として多くの弁官を輩出しつつ、院司や撰関家家司を兼ねて、公家社会で重要な地位を占めた一族である<sup>26)</sup>。とくに経世の父、国俊の曾祖父にあたる経俊は、その父資経や兄為経同様九条家の重要な家司であって、九条家との密接な関係は日記『経俊卿記』<sup>26)</sup>の随所に見えている。経世と国俊が、伝統的な九条家家司として弁別当に任じられていたことは間違いない。

ここで、勸学院の所領についての給主を確認すれば、嘉元目録では経世の四ヶ所のほか、弁別当同様勸学院の職員である知院事が二ヶ所(5・6)の

給主となっている。また暦応目録でも国俊の二ヶ所のほか、一ヶ所(6)は知院事が給主となっており、弁別当・知院事という地位が継承した給主(6・29)は、その立場に対して指名されたものとみて良いだろう。なかでも多くの給主に指名された弁別当は、撰関家内部においてやはり特筆すべき地位なのであった。

ところが両目録を比較すれば、弁別当が給主とされた所領は七ヶ所から四ヶ所にほぼ半減している。ただし、勸学院職員が給主に指名されているという視点から両目録全体を比較すれば、嘉元目録では先の九ヶ所だが、暦応目録では先の五ヶ所のほか、有官別当が指名された二ヶ所(38・94)が見えて、全体では七ヶ所になり、減少の幅は小さくなる。そしてこのうち、勸学院領以外の給主には、嘉元目録では一ヶ所、暦応目録では四ヶ所に指名されている。彼等の地位を考えれば、勸学院領の給主となることは必然といえるが、勸学院領以外の給主への指名は特別な意味を持つだろう。

院政期以降、弁別当が撰関家氏長者との結びつきを強めるという傾向に、当然勸学院の立場も同調し、その他の職員と氏長者との関係も深められたに違いない。弁別当の給主指名の減少と、勸学院職員が同院領以外の給主に指名されることが増えるという現象は、弁別当という地位を越えて、勸学院職員が氏長者との関係を強化していったことを示唆しているものと思われる。そして、河内国輪田荘(94)の給主「有官別当親俊」が経俊の兄為経の傍流冷泉親俊であり、前節まで九条家との密接な関係を度々指摘した葦室家も勸修寺流であることを踏まえれば、氏長者との関係を強化しつつあったのが、同流の人々だったことが再確認できるのである。

さらに表1によって両目録を比較すると、暦応目録に「辞退」「上表」の

文字が類出する様子がわかる。この点を比較するために、表5―1・2を作成した<sup>27)</sup>。この二表によれば、嘉元段階で給主の交替があったのは一七ヶ所、暦応段階では一二ヶ所である。そのうち、当初指名者の意思によって給主が交替したと認められるのは、嘉元段階では半数以下の七ヶ所であったのに対し、暦応段階では一ヶ所と、ほぼすべてが該当している。わずかに該当しない播磨国緋田荘(57)の場合が、当初指名者が「謀書之科」を犯して収公されていることを踏まえれば、暦応段階で給主が交替する事態は、当初指名者の希望によるものに限られていたとみてよいだろう。

そして表3と表5―2を比較すれば、暦応目録では九条家の隨身たちが給主を「辞退」するという行動に出ていないことにも気がつく。逆に摂津国能勢荘(87)では、九条家の家臣としてある程度の地位を獲得していたと思われる橋以範が給主を「辞退」し、隨身の久春が拝領するという現象が起きている。これは渡荘の給主が、相應の経済的・人的余裕がなければ勤まらなかつたであろうとする、嘉元目録からの推定とは相反する結果といえる。

しかしこの点については、暦応段階における不知行地の増加という点と密接にかかわると思われる。先に触れたように、「御敵押領」とされた所領は六ヶ所にのぼり、その他知行が「有名無実」とされている所領が二ヶ所確認できる(43・121)。当時の政治的・社会的状況を踏まえれば、暦応段階は嘉元段階と比較して、氏長者の家司が現地に実質的な影響力を及ぼすことはきわめて難しかっただろう。その結果、実際に現地に関与して相應の知行を実践することができた以範のような人々は、場合によっては不知行を糾弾される可能性がある給主となることを避け、元来現地への関与が難しかった久春等が、名譽職として給主となったのではなからうか。あくまでも状況証拠の

みからの推論ではあるが、先のような渡荘給主の変更状況は、南北朝内乱の激化のなかで、氏長者による渡荘経営の困窮ぶりを示している可能性を指摘しておきたい。

しかし氏長者は、渡荘の経営をまったく放棄してしまつたわけではなかつたであろう。少なくとも九条家が、現地の動向に注意している様子がうかがえる肩付も、わずかではあるが存在する。この点について第二章で指摘した、和泉国長滝荘(98)の肩付を検討してみたい。同荘の成立時期などははっきりしないが、隣接する日根荘が九条家の有力な所領であつたこととの関連で知られる。九条家が日根荘とした荒野は、九条家領となる以前に高野山も開発を目指したが、長滝荘内に用水を通すことの了解を得られずに頓挫した<sup>28)</sup>。

ところが九条家は、天福二年(一二三四)その了解を取り付け、日根荘の立荘に成功したのである。天福二年段階の氏長者は九条教実であり、長滝荘内への用水敷設に抵抗がなかつたことは当然であつた。

さて表1によれば、嘉元目録の長滝荘の肩付には「資冬、後宮御方御分、致有知行之」とある。この肩付の「後宮御方御分」については、「後宮の御方の御分」と読むか、「後に、宮御方の御分」と読むかによって解釈が異なってくる<sup>29)</sup>。表1のほかの肩付を確認すれば、「後」の使われ方としては、11や46のように「後に」の意味で使用されており、また126には「宮御分」の表記が確認できる。さらに正安三年(一二三〇)八月二十四日には富仁親王(後の花園天皇)が立太子されているが、万里小路宣房の日記『万記』の同日条によれば、東宮傳には九条師教が、東宮大進には日野資冬が任じられている<sup>30)</sup>。これらのことを勘案すれば、嘉元目録の肩付は、長滝荘は資冬が給わつたが、そのまま自らの給分とすることなく、職務上東宮(宮御方)の用途に

表 5-1

表1 No.	群	国	名	嘉元目録肩付
12	氏院	志摩	和具	? (←国弘)
16	氏院	紀伊	櫛原	関東 (←道門上人)
17	氏院	紀伊	石田	関東 (←藤原光世)
22	氏院	播磨	滝野	日野俊光 (←中御門為方)
24	氏院	播磨	英賀	橘以隆 (←秦久重)
84	東北院	山城	豊田	政所 (←兼遠)
89	東北院	摂津	新屋	良信 (←秦利方)
102	東北院	但馬	与布土	公長 (←高倉経守)
107	東北院	紀伊	藤並	冷泉頼隆 (←秦延峯)
108	東北院	讃岐	里海	藤原家倫 (←九条隆教)
109	東北院	美濃	勅旨田	橘以隆 (←秦久重)
111	東北院	尾張	勅旨田	? (←日向左衛門尉親長)
118	平等院	近江	安孫子	葉室頼藤 (←白川資通王母)
119	平等院	近江	河上	平等院 (←泰継朝臣)
122	平等院	摂津	杭全	平等院雑掌 (←冷泉頼隆)
124	平等院	播磨	黒田	高倉経守 (←九条房実←葉室頼藤)
130	平等院	肥後	甘木	信盛 (←教律上人)

表 5-2

表1 No.	群	国	名	暦応目録肩付
4	氏院	丹波	藤坂	? (←阿波左衛門尉致秀)
38	法成寺	大和	仲河	英長 (←親夏)
41	法成寺	河内	竹村	? (←大北政所)
47	法成寺	近江	日野牧	一音院太子聖 (←葉室頼教)
48	法成寺	近江	本牧	一音院太子聖 (←葉室頼教)
57	法成寺	播磨	緋田	政所 (←院猷)
60	法成寺	讃岐	三崎	? (←藤原房範)
87	東北院	摂津	能勢	秦久春 (←橘以範)
105	東北院	伊勢	窪田	? (←北野社)
107	東北院	紀伊	藤並	? (←細工所)
121	平等院	近江	勝因	明俊 (←政所)
146	此外	越前	方上	宣光 (←九条朝房)

用いられた、と読むことが出来るだろう<sup>31</sup>。そして実際には「致有」という人物が、長滝荘の知行に当たっている。また暦応目録には「南都、包富名六条院領知之、弥富方下司并惣公文職道悟給之」とある。この段階での給主は南都（興福寺）であるが、実際には包富名は「六条院」が、弥富方は「下司并公文職」を有した「道悟」が、それぞれ管理していたことであろう。すなわち、嘉元段階でも暦応段階でも、長滝荘の肩付には給主以外に、実際の知行者の名前が明記されているのである。九条家にとって、有力な自家領荘園に隣接し、その立荘に不可欠な渡荘であった長滝荘への関心は特別に深かったのである。それではこの知行者は、どのような存在であったのだろうか。

中原明心の弥富名下司・公文職を停止して、自らを還補するように求めている<sup>35</sup>。そして正和五年（一一三六）ごろまで、藤原致雅の代官と中原氏の代官との相論が確認できる<sup>36</sup>。嘉元目録に見える「致有」は、「章致」「致雅」と「致」の字が通じることから、長滝荘の開発領主の系譜を引く藤原氏の人物とされている。一方、藤原氏と対立した中原氏は「長滝荘弥富方下司系図」を残した<sup>37</sup>。それによれば、天福元年（一一三四）中原盛実が下司・公文職に補されたのち、貞和二年（一一四六）に至るまで、七代にわたって同職を相伝してきたと主張している。そしてそのなかの一人中原盛治には「法名道悟」との注記が付されているのである。致有一族と道悟一族は、荘内で相応

うか。「六条院」については、山城国万寿寺が「六条院」を称しているが、二条良実は弘長三年（一一二六三）和泉国「長滝包富」を十地上人覚空に寄進、文永九年（一一二七二）には、覚空と第二代東福寺住持東山湛照を禅宗に改宗した万寿禅寺の開山として、供養を修させたという<sup>38</sup>。「長滝包富」は長滝荘包富名のことであるとみて間違いなく、九条家の菩提寺である東福寺とかわりが深い万寿寺が、弘長三年段階の氏長者良実から給主に任じられ、その後も権益を維持していたのではないか<sup>39</sup>。

の実力を有して拮抗する存在であったわけで、九条家は彼らの動向に注意を払いながら、渡荘目録の肩付を書き入れたに違いない。

おわりに

以上、嘉元目録と暦応目録の肩付の記載を確認しながら若干の考察を試みた。その考察は関連史料の乏しさから、状況証拠から推定することを繰り返さなければならず、いずれも確証があるものとはいえないが、最後にそれらを整理して、九条家の莊園経営の手法についても検討してみたい。

本稿の作業によって、渡荘莊園の給主には、氏長者と密接な関係を有する人々が任じられることが再確認された。鎌倉期までの渡荘給主は、現地に相應の影響力を持ち、その結果ある程度の給分を得ることができたものと判断された。それは、現地に対して具体的に関与することが出来なかったであろう、九条家の隨身たちのほとんどが給主を辞退し、九条家の有力な家司であったと見られる人々が給主となっていることから導いた結果であった。また東宮大進に任じられた日野資冬が、その給分を東宮用途としていたことも、その徴証となろう。しかし南北朝内乱が激化すると、そうした給主の活動も滞ったようで、鎌倉期には給主を勤めた人々も、それを辞退するという状況に陥っていた。そして今度は、鎌倉期には給主を辞退していた九条家の隨身たちが、目録上給主を勤めるようになっていたのである。全国的に社会状況が悪化しているなかで、九条家の隨身たちだけがその立場を向上させていったとは考えにくく、この現象は渡荘給主の形骸化が進行し、名誉職的なものへと変質した結果なのではないかと推定した。

こうした全体的な動向のなかで、九条家領莊園日根荘と密接な関係にあった長滝荘の肩付は、他の渡荘の肩付とは若干趣きを異にするものであった。九条家は莊内の有力者の活動に留意して、彼等を知行者として認知し、肩付に記入していたのである。さらに九条家が、彼等の実力を積極的に活用しようとしていたことは、長滝荘弥富方の下司・公文職に任じられていた中原道悟の父盛治を、隣接する自家領日根荘井原村と入山田村<sup>38</sup>両村の預所に任じていることから明らかだろう。日根荘立荘に重大な役割を果たした長滝荘の有力者を、自家領の預所として取り込み、安定的な経営を目指したものと思われる。言うまでもなくこの九条家と中原氏との関係は、九条家の一方的な取り込みの結果であったはずはない。中原氏にとっても、隣接莊園の預職獲得は望むべきことであつたに違いない。彼等はその後、日根荘周辺に一層の影響力を持つようになり、日根野氏を称するようになるのであつた。

一方、現地で中原氏と拮抗する影響力を有していた藤原致有の一族は、中原氏のような痕跡を残していない。しかし、いまあらためて表1を確認すれば、近江国大与度荘(117)の給主として「致有」の名が見えている。両者が同一人物であるという確証はないが、彼は九条家の家司として、莊園経営に従事するような存在ではなかったのか。致有が、長滝荘の開発領主の系譜を引くと称する藤原章致の一族であつたとすれば、九条家が地域の有力な一族を家司として抱え込んだということになるだろう。そして彼等はその立場を、地域住人から九条家家司に変更した結果、地域社会の足場を失っていくことになったのではないか。<sup>40</sup>

多くの肩付の記事のうち、地域社会との接点を見出せたのは長滝荘のみであつたが、そこから伺える氏長者九条家と長滝荘住人との関係は、思いのほか

か緊密なものであった。九条家は住人の地域における影響力を利用しようとし、住人側も九条家からの接触に応じながら、その立場を確保しようとしたのであった。そしてその立場は、場合によっては地域を離れることも選択肢のなかにあったものと思われる。この点は公家社会のなかで、朝儀に関与せずに古記録などには登場しないような家司層の存在を考えるうえで、ひとつの指針となるであろう。

註

- (1) 宮内庁書陵部「御撰録渡庄目六」解題」(コロタイプ複製『御撰録渡庄目六』一九六四年)以下「解題」と表記する。
- (2) 橋本義彦「藤氏長者と渡領」(吉川弘文館『平安貴族社会の研究』一九七六年)
- (3) 暦応五年正月日 撰録渡庄目録(『図書寮叢刊 九条家文書』二五号。以下同文書については、文書番号のみを示す。)
- (4) (嘉元三年) 撰録渡庄目録(一五号)
- (5) 延慶二年十一月八日 九条忠教遺誠(一九号)。以下「忠教遺誠」と表記する。
- (6) 年月日未詳 九条家代々御隨身御恩事(二七号)
- (7) 年月日未詳 一条摂政所家所領目録案断簡(六号)。本目録は九条家領に関する目録ではないが、当時の九条家と一条家の関係は良好であったと思われる。隆教の曾祖父知家は歌人として九条道家の信頼を得ていたとい(井上宗雄『鎌倉時代歌人伝の研究』風間書房、一九九七年)、「九条家グループ」の一員と見て問題はなからう。なお、六条有房(37)も歌人として著名である。
- (8) 各人名の差別化を優先して、『尊卑分脈』による「家」名を表記した。
- (9) 宮内庁書陵部蔵「華族系譜 葉室家」(函架番号二七三一一)

- (10) 『史料大成 勸仲記』
- (11) 最新の成果は、藤木久志編『京郊圏の中世社会』高志書院(二〇一一年)第一部にまとめられており、先行研究については収載された各論稿に譲る。
- (12) なお前掲註(6)史料によれば、利方はその後近江国大与度荘(117)を給わったようだが、表1ではその痕跡は確認できない。
- (13) 表2によれば102や124のように、他所の給主となっている高倉経守や葉室頼藤も指名後交替しており、必ずしも給主の交替が人的・経済的な余裕のなさに起因するものとはいえない。例えば播磨国滝野荘22の給主は中御門為方から日野俊光に替わっているが、『公卿補任』によれば為方は、嘉元三年の夏以来の所労により、翌年一二月に没しており、交替の理由は健康面にあったのかもれない。交替者の理由について一つ一つ確認することは出来ないが、少なくとも肩付に従えば彼等の交替理由は「辞退」ではなかったと見るべきだろう。随身のはば全員が「辞退」者であるという事実は、重要なものではなからうか。
- (14) 建長五年一〇月二日 近衛家所領目録并相伝系図(『兵庫県史』史料編 中世八「近衛家文書」一号)
- (15) 拙著『悪党と地域社会の研究』校倉書房、二〇〇六年。なお89の良信と106の範憲は、ともに前後して興福寺別当を務める僧侶で、良信は鷹司基忠の子息であった。表1に見える僧侶の多くが、彼等のように藤原氏や所縁の寺院の有力者であっただろう。また良信と範憲は「春日権現記絵目録」(小松茂美編『続日本の絵巻 一四』中央公論社、一九九一年)に見えて、その制作に深くかかわったことで知られる。
- (16) 薄並五辻流系図(宮内庁書陵部所蔵 函架番号九一〇〇五二)。なお当家については、宮崎康充「右大臣家兼実の家礼・家司・職事」(『書陵部紀要』六一号、二〇一〇年)参照。
- (17) 山田雄司「初期足利政権と北野社」山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣出版、二〇一二年
- (18) 平岡定海『新装版 東大寺辞典』東京堂出版、一九九五年。東大寺の塔中

西南院はもともと、仁明天皇の女御で南家藤原三守の娘貞子が天平神護年中(七六五―七)に開いたとされる寺院であったが、その後荒廃してしまった跡地を東大寺が購入し、弘長三年(一二九三)以降再興事業を開始した。再興事業は頓挫したらしいが、『尊卑分脈』によれば房実の叔父教寛は東大寺一長者を勤めた人物であり、こうした関係から九条家が西南院の再興に協力しようとした可能性も捨てきれないが、再興事業頓挫から時間を経た暦応目録への記載などの点で不自然さがあるため、興福寺塔中とした。

(19) 『尊卑分脈』第二巻

(20) なお、櫛原・石田両荘は嘉元目録でも「関東進止地」とされており、一四世紀初頭には摂関家の手を離れていたらしい。

(21) 「関係」欄中「当人」は、嘉元目録に記載されていることを示す。なお人名の比定は『尊卑分脈』『公卿補任』のほか、『弁官補任』などの各種補任によったが、有力な根拠はないものの血脈上妥当と思われる場合は、目録の性格を考慮して表中に収めた。

(22) 『群書類従』第四輯

(23) 母博子の祖父は、琵琶の名手として知られる藤原孝道で、博子も後深草上皇に琵琶を伝授している(「後深草天皇御記」文永四年二月二日条『列聖全集 宸記集』上巻)ことなどが、関連しているかもしれない。

(24) 以下勸学院については、桃裕行『桃裕行著作集 第一巻 上代学制の研究』思文閣出版(一九九四年)と、川端新『荘園制成立史の研究』思文閣出版(二〇〇〇年)を参考にした。

(25) 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(前掲註(2)著書)

(26) 『図書寮叢刊 経俊卿記』

(27) 表5―1は嘉元目録から、同2は暦応目録から、それぞれ給主が交替した所領を抜き出し、「辞退」「上表」など当初指名者の意思によって給主が交替したと判断できる場合には、当初指名者をゴシック表記した。

(28) 長滝荘・日根荘に関しては、特筆しない限り『新修泉佐野市史』第一巻

(二〇〇八年)を参考にした。

(29) 『新修泉佐野市史』は前者の解釈から、「領家は長楽門院、預所は藤原資冬、下司は(藤原)致有であった」としている(第一巻三四四頁)。長楽門院は、嘉元元年に後二条天皇の中宮となった藤原忻子のことである。

(30) ゆまに書房『天皇皇族実録』第七二巻、二〇〇九年

(31) 例えば、『経俊卿記』(前掲註(25))建治二年六月二五日条では、前年に立太子された熙仁親王(後の伏見天皇)の御書始の様子を伝えているが、親王は「宮御方」とされている。

(32) 嘉元四年七月日 十地上人門弟等申状案(『鎌倉遺文』第三〇巻二二六八八号)。万寿寺が初め、白河天皇の里内裏である六条内裏内に寺地を得たことによるものと思われる。

(33) 『京城万寿禅寺記』『群書類従』第一五輯

(34) このように考えた場合、嘉元目録の肩付に六条院が見えない点が気になるが、師教が東宮傳に任じられていることからすれば、六条院の権益は二の次であったのだろう。康正二年(一四五六)の造内裏段銭并国役引付(『新修泉佐野市史』第四巻、中世Ⅰ室町時代一四三三号。以下同書所収文書は「室町一四三」のように示す。)には、長滝荘は万寿寺領として見えている。あるいは嘉元段階では、包富名は「宮御方御分」から除かれていたのかもしれないが、この点は確認できない。

(35) 年月日未詳 藤原章致申状(鎌倉三六)

(36) 正和五年十一月日 関白二条道平家政所下文(鎌倉九四)

(37) (貞和二年二月三日) 長滝荘弥富方下司系図(南北三八)

(38) 文永三年四月日 日根荘領家下文(鎌倉三七)

(39) 文永九年七月一日 日根荘領家下文(鎌倉四〇)

(40) 「致」の字だけに注意すれば、阿波左衛門尉致秀(4)や致景(43)といった人物も見えている。